

# こ うじ 「子の氏の変更」申立ての方へ

令和8年4月改訂

## Q1. 子の氏の変更の申立ては、どこの家庭裁判所に行けばいいですか。

申立人(子)の住所地を管轄する家庭裁判所です。

※ 大阪家庭裁判所本庁の管轄区域

: 大阪市、池田市、箕面市、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、東大阪市、八尾市、枚方市、守口市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市、豊能郡、三島郡

※ 子が複数いて住所地が別々の場合は、同時申立てに限り、いずれか1か所の住所地を管轄する家庭裁判所で手続きができます。

## Q2. 誰が申立手続きをするのですか。

○子が15歳以上の場合は、申立人(子)本人が手続きをしてください。

○子が15歳未満の場合で、父母の一方が親権者(単独親権)の場合は、親権者(申立人の法定代理人)が手続きをしてください。

○子が15歳未満の場合で、父母の双方が親権者(共同親権)の場合は、原則として、父母が共同で(父母が連名で)申し立てる必要があります。※

※ 子の氏の変更について父母間の協議が調わない場合は、家庭裁判所で親権行使者の指定の手続きをすることが考えられます。

親権行使者の指定の手続きに関する裁判所ウェブサイト→



※ 裁判手続(調停・審判・人事訴訟)で子の氏の変更に係る親権行使者が指定されている場合は、指定された父母の一方が単独で申し立てることができます。

## Q3. 大阪家庭裁判所本庁に行って申立手続きをするには、何が必要ですか。

### ア 必要な書類

① 申立人(子)の現在の戸籍謄本(全部事項証明書)

② 入籍先(親)の現在の戸籍謄本(全部事項証明書)

※ 上記①と②だけでは戸籍の連続性等が分からない場合、追加の戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)が必要になることがあります。

③ 裁判手続で子の氏の変更に係る親権行使者が指定されている場合は、その調停調書、審判書、判決、和解調書の正本又は謄本(審判書又は判決の場合は、加えて確定証明書)(いずれも写しでも可)

### イ 必要な費用

申立人(子)1人につき収入印紙800円分

※ 即日審判の手続(Q7参照)でない場合には、Q4のエの郵便切手も必要です。

※ 収入印紙及び郵便切手は、事前に郵便局等で購入しておいてください。

### ウ 印鑑(スタンプ式のもの不可) ※

### エ 身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等) ※

※ ウ及びエは、いずれも手続きをする方(Q2参照)のものを準備してください。

## Q4. 郵送で申立手続きをするには、何が必要ですか。

ア 申立書(記入して記名押印済みのもの、入手方法はQ5参照)

イ Q3のアの書類

ウ Q3のイの収入印紙

エ 郵便切手 ○子が15歳以上の場合…子1人につき110円×3枚

○子が15歳未満の場合…子の人数に関わらず110円×3枚

(裏面に続く)

## Q5. 郵送で申立手続をする場合、申立書はどうすれば入手できますか。

裁判所ウェブサイト又は郵送のどちらかの方法で入手できます。

裁判所ウェブサイト↓

### ○ 裁判所ウェブサイトからダウンロードする方法

- ① 検索サイトで「裁判所 子の氏の変更」と検索、又は右の二次元コードを読み取り
- ② 「子の氏の変更許可」→「6. 申立書の書式及び記載例」  
→「申立書の書式及び記載例（子どもが15歳以上の場合）」又は  
「申立書の書式及び記載例（子どもが15歳未満の場合）」をクリック
- ③ 「書式のダウンロード」に掲載の申立書を印刷



### ○ 郵送で取り寄せる方法：ア及びイを、末尾の「お問合せ先」へ郵送してください。

- ア 110円分の切手を貼った返送用の封筒（送付先の住所と氏名を記入してください。）
- イ 「子の氏変更申立書送付希望」の旨、子の年齢、電話番号を記載したメモ  
裁判所から申立書用紙を返送します。

## Q6. 大阪家庭裁判所本庁では、手続にどれくらいの時間がかかりますか。

- 通常の審理 スムーズに手続が進んだ場合で、概ね3週間程度です。
- 即日審判の手続 受付後、1時間30分程度です。

※ 裁判所の待合室で待機いただく必要があります。即日審判の条件はQ7参照

## Q7. 即日審判の手続を希望する場合、どうすればいいですか。

- 1 Q3のア～エを持って、次の時間帯に大阪家庭裁判所本庁家事受付にお越しください。
  - ・月曜日から金曜日の午前9時～午前11時、午後1時～午後3時（祝日及び12月28日から1月3日を除く。）
  - ・ただし、7月21日から8月31日までは、上記のうち午前9時～午前11時のみです。
- 2 以下のア～ケの条件を全て満たす必要があります。  
なお、これらを満たしていても、事案によっては即日審判ができない場合があります。

ア 大阪家庭裁判所本庁に管轄があること(Q1参照)

イ Q3のア～エがそろっていること

※ 審査の結果、持参されたもの以外の戸籍謄本が追加で必要とされる場合があります。

ウ 子本人（子が15歳以上の場合）、親権者（子が15歳未満の場合）及び審理に必要な関係人※が、上記受付時間内に全員来庁していること

※ 入籍先の戸籍に15歳以上の同居者がいる場合、同居者の来庁が必要です。ただし、同居者と申立人の親が同じ場合（同居者が申立人の兄弟姉妹の場合）は、同居者の来庁は不要です。

エ 申立人(子)が申立て時に婚姻していないこと

オ 認知された子が父の戸籍に入籍する場合でないこと

カ 申立人(子)が未成年者の場合、親権者の戸籍へ入籍する場合であること

キ 法定代理人による申立てを除いて、過去に申立人が自ら子の氏の変更の申立てを行ったことがないこと(ただし、申立人が自ら子の氏の変更の申立てを行った後に親権者が変更され、変更後の親権者の戸籍への入籍を求める場合を除く。)

ク 申立人(子)の年齢が満30歳以下であること

ケ 申立人(子)が15歳未満かつ共同親権下にある場合は、次のいずれかに該当すること

- ① 共同親権者である父母両名が来庁し、共同で申し立てる場合
- ② 親権行使者に指定された親権者が来庁し、単独で申し立てる場合
- ③ 入籍する側の親権者が来庁し、父母の共同申立てに係る申立書とともに、申立てどおりの氏の変更に合意する旨が記載された調停調書又は和解調書の正本又は謄本（写しでも可）を提出する場合

【お問合せ先】大阪家庭裁判所（本庁）家事受付

06-6943-5745・06-6943-5746 〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-13